

# 修学支援基金名称等確認書類

- ・国立大学法人佐賀大学基金規則
- ・国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程
- ・佐賀大学における修学支援基金の取扱いに関する要項

## 国立大学法人佐賀大学基金規則

(平成20年3月21日制定)

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学基金（以下「基金」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 基金は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）が地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を目指して、教育、研究、社会貢献及び国際交流の一層の推進を図ることを目的とする。

### (管理)

第3条 基金は、学長が本法人の他の経理と区分して管理運用する。

### (事業)

第4条 第2条に規定する目的を達成するため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号（次条第4項に規定する特例寄附資産等基金にあっては、同法第22条第1項第1号から第5号まで）に規定する業務のうち、次に掲げる事業を行う。

(1) 教育研究振興事業

(2) 地域・国際交流事業

(3) その他基金の目的を達成するために必要な事業

### (基金の区分)

第5条 基金は、一般基金、特定基金及び特例寄附資産等基金に区分する。

2 「一般基金」とは、寄附者から使途を特定されていない寄附金及び特定基金に該当しない寄附金により管理運用するものをいう。

3 「特定基金」とは、寄附金のうち特定目的の事業を実施するため使途を特定した寄附金で、一般基金と区分して、及びそれぞれの特定基金毎に区分して管理運用するものをいう。

4 「特例寄附資産等基金」とは、寄附された現物資産（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「施行令」という。）第25条の17第7項第2号イに規定する方法により管理する資産（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条に基づき、受け入れた資産を施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法により管理することとした資産を含む。）に限る。以下同じ。）により管理運用するものをいう。

### (基金の構成)

第6条 一般基金は、次に掲げる資金をもって充てる。

(1) 附則第3項により承継された資金

(2) 基金設立後に寄附者から寄附された資金

(3) 前2号の資金から生ずる果実

2 特定基金の資金は、当該特定基金の目的に賛同する寄附者から寄附された資金及びその資金から生ずる果実をもって充てる。

3 特例寄附資産等基金の資金は、寄附者から寄附された現物資産及びその資産から生ずる果実をもって充てる。

### (特定基金)

第7条 学長は、別表に定める特定基金を設ける。

2 前項の特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

### (使途の変更)

第8条 第5条第3項に規定する特定基金のうち特定目的の事業を達成した特定基金の残金は、第12条に規定する基金管理委員会及び役員会の議を経て、学長が使途を変更することができる。

### (特例寄附資産等基金)

第9条 学長は、現物資産を特例寄附資産等基金に組み入れた場合は、種類、寄附者

の当該財産の取得価格、当該財産の寄附時における価格その他参考となるべき事項を記載した基金明細書を作成し、作成した日の属する事業年度の翌年度の開始日から5年間保存するとともに、その写しを毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出するものとする。

（事業年度）

第10条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

（募金活動の支援）

第11条 本法人は、基金による事業を持続的に実施するため、基金の担当部局による募金活動を積極的かつ継続的に支援するものとする。

（謝意表明）

第12条 学長は、基金への寄附者に対して、次条に規定する基金管理委員会の定めに基づき、謝意を表明することができる。

2 前項に規定する謝意の表明に關し必要な事項は、別に定める。

（管理委員会）

第13条 本法人に、基金の管理運用に関する重要な事項を審議するため、国立大学法人佐賀大学基金管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に關し必要な事項は、別に定める。

（基金事務室）

第14条 基金の資金の管理、運用その他基金事業の整備を推進するため、国立大学法人佐賀大学基金事務室（以下「基金事務室」という。）を置く。

2 前項の基金事務室に關し必要な事項は、別に定める。

（他規程の適用）

第15条 基金の管理運用に關しこの規則及びこの規則に基づき制定する規程等に定めのない事項については、国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程（平成16年4月1日制定）その他関係法令等の定めるところによる。

（事務）

第16条 基金の管理運用に係る事務は、関係各課及び学部事務部の協力を得て、総務部総務課が行う。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、基金の管理運用に關し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人佐賀大学国際交流基金規程（平成18年5月17日制定）は、廃止する。

3 この規程施行の際、現に存する国立大学法人佐賀大学国際交流基金による資金は、この規程の資金として承継する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日改正）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前の国立大学法人佐賀大学基金規則第4条に規定する国立大学法人佐賀大学基金の資金は、改正後の第5条第2項の一般基金の資金とみなす。

3 この規則施行の際、現に存する佐賀大学美術館募金、木下記念和香奨学基金及び院内保育所事業基金は、改正後の第7条の特定基金とみなす。

附 則（平成29年9月27日改正）

この規則は、平成29年9月27日から施行する。

附 則（平成29年12月13日改正）

この規則は、平成29年12月13日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日改正）

この規則は、平成30年12月12日から施行する。

附 則（令和5年3月22日改正）

この規則は、令和5年3月22日から施行する。

別表（第7条関係）

特定基金の名称
佐賀大学美術館募金
木下記念和香奨学基金
院内保育所事業基金
修学支援基金
課外活動支援基金
佐賀大学医学部記念事業募金

# 国立大学法人佐賀大学寄附金事務取扱規程

(平成16年4月1日制定)

## (趣旨)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、次に掲げる経費に充てることを目的として受け入れた現金及び有価証券をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究の奨励に供する経費
- (3) その他本学の業務遂行に要する経費

2 この規程において「部局」とは、国立大学法人佐賀大学予算・決算及び出納事務取扱規程（平成16年4月1日制定）第7条に規定する予算単位をいう。

3 この規程において「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

4 この規程において「役職員」とは、学長、理事、国立大学法人佐賀大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）第2条に規定する職員、国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則（平成21年3月11日制定）第2条に規定する職員及び国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則（平成16年4月1日制定）第2条に規定する職員をいう。

## (受入れの制限)

第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者（以下「寄附者」という。）に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果、得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は占有使用させること。
- (3) 寄附申込後、寄附者がその意思により、寄附金の全部又は一部を取り消すことができる。
- (4) 寄附金を受け入れることにより、著しい経費の負担を伴うもの
- (5) その他学長が特に本法人の業務遂行上支障があると認める条件

## (届出の義務)

第4条 役職員は、寄附者から寄附金の申入れがあったときは、別紙様式第1号によりこれをすべて学長に届け出るものとする。

## (受入れの決定)

第5条 学長は、寄附の目的、寄附条件等が教育又は学術研究上支障がないと認め、受入れを決定したときは、国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）第6条に定める会計責任者（以下「会計責任者」という。）及び部局長に通知するものとする。

## (寄附金の収納)

第6条 会計責任者は、前条の通知を受けたときは、寄附者に寄附金納入依頼文書及び振込依頼書を送付するものとする。

2 会計責任者は、寄附金が納入されたときは、学長及び役職員に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

## (寄附金の使途)

第7条 寄附金は、その寄附目的以外には使用してはならない。

## (寄附金の使途変更等)

第8条 学長は、理事又は部局長から、役職員が寄附目的を達成し、残額が生じ、他の使途目的に使用する旨の申請があったときは、その内容が適当と認められる場合に限り、承認するものとする。

2 学長は、理事又は部局長から、役職員が他の国立大学法人又は他の研究機関（以下「他の機関」という。）へ転出し、当該他の機関へ寄附金を移し替える旨の申請があったときは、その内容が適当と認められた場合に限り、承認するものとする。

3 役職員（理事を除く。以下この項において同じ。）が異動等により所属が変わる場合の寄附金の管理は、原則として役職員の元の所属部局が管理するものとする。ただし、特別な理由によ

り、学長が適当と認めた場合は、管理する部局を変更することができる。

(助成金等の取扱い)

第9条 役職員が、研究助成財団等（以下「財団等」という。）の公募による助成金等を受け、当該助成金等を用い、本法人における本務として教育研究等を行う場合は、当該助成金を役職員又は財団等が本法人へ寄附しなければならない。

2 前項の寄附を行う場合は、役職員又は財団等は、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により寄附を申し出なければならない。

3 助成期間終了後、財団等への報告等が必要となる場合には、当該役職員が行うものとする。  
(地方公共団体からの寄附金等の取扱い)

第10条 地方公共団体からの寄附金等（寄附金、法令に基づかない負担金その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の受入れに当たっては、地方財政法（昭和23年法律第109号）

第4条の5で禁止されている割当的寄附金等その他のそれと誤解を受けるような行為を行わないものとする。

2 地方公共団体から自発的な寄附金等を受領したときには、別紙様式第4号により、寄附金等の金額、経緯及び内容を、当該寄附金等を受領した年度の翌年度にまとめて公表するものとする。

(帳簿の整理)

第11条 会計責任者は、現金出納簿及び寄附金別受払簿のほか、必要に応じて帳簿を整え、現金の受払いをしなければならない。

2 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長がその都度定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日改正）

この規程は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月28日改正）

この規程は、平成19年2月28日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成20年3月1日改正）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日改正）

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年7月6日改正）

この規程は、平成22年7月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日改正）

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月19日改正）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日改正）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月2日改正）

この規程は、平成30年10月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式 略

## 佐賀大学における修学支援基金の取扱いに関する要項

(平成29年9月27日制定)

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人佐賀大学基金規則（平成20年3月21日制定。以下「規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、修学支援基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 基金は、経済的理由により修学が困難な学生及び障害のある学生等を支援することを目的とする。

### (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、経済的理由により修学が困難な学生等を対象として次の事業を行う。

- (1) 授業料又は入学料の全部又は一部を支援する事業
- (2) 奨学金を給付する事業

2 基金は、前条の目的を達成するため、障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供する事業を行う。

3 前2項に規定する事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### (管理運営)

第4条 基金に対して拠出された寄附金の使途は、規則第8条の規定に関わらず、変更してはならない。

2 基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに監事監査を受けた基金の受入額及び支出額等の明細書（以下「閲覧書類」という。）を提供する場合は、請求に基づき国立大学法人佐賀大学情報公開規程第21条の情報提供の方法により行う。

3 前項の閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

### (事務)

第5条 基金に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学生生活課が行う。

### (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成29年9月27日から実施する。

#### 附 則(令和6年9月27日改正)

この要項は、令和6年9月27日から実施する。